

# 2019 年度 事業計画

公益財団法人 大分県環境管理協会

## 2019年度事業計画

### 〔 法定検査事業の実施方針について 〕

本県では、生活排水処理人口普及率が平成29年度末現在で75.8%となっており、全国平均の90.9%を大きく下回っている現状にある。

平成30年度は、県・市町村及び当協会の三者による連携強化の枠組として大分県が設置した「大分県浄化槽行政担当課長等会議」における協議結果などに基づき、各団体が受検率向上対策並びに適正な法定検査の実施に取り組んでいる。

これにより一定の成果はあったと考えているが、今後とも課題解決に向け、関係諸機関が連携して実効性のある取組をいっそう強化していかなければならない。

浄化槽を取り巻く状況は厳しさを増しているが、国においては二酸化炭素排出抑制事業費等の浄化槽関連予算の大幅な増額措置や新たに宅内配管工事費の助成措置などを今国会に提出しており、さらに合併転換を強化するための仕組として、浄化槽法改正案の提出も予定している。

これらが成立すれば、生活排水処理率向上の大きな契機となるとともに法定検査の着実な実施に繋がるものと考えられるので、今後の状況をみながら適切に対応していく必要がある。

また、当協会では新システム導入に続き、2019年度末にはBOD関連機器の導入を予定しているが、検査員の減員も考慮しながら今後の事業執行においては、協会の経営基盤に支障をきたさないよう効率的な予算執行並びに業務運営に努めることが重要である。

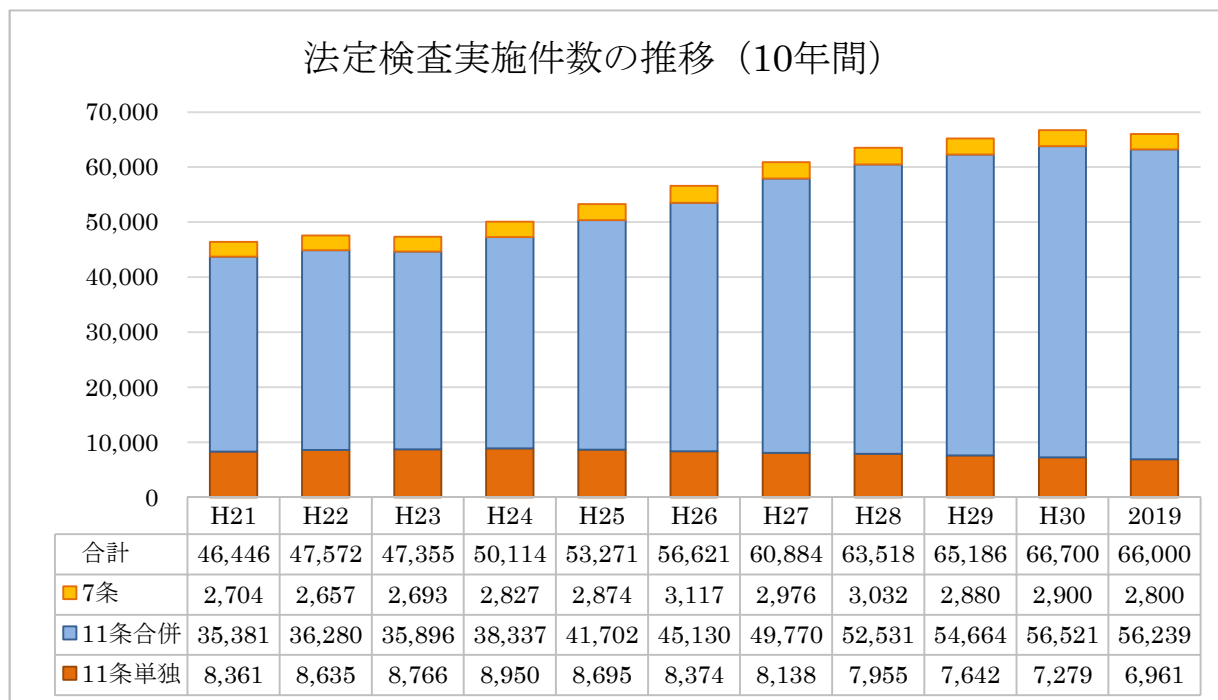
したがって選択と集中により、「法人設立40周年」以降の「健全な経営基盤作り」も見据えながら必要な事業等を着実に実施していくことで、役員及び職員が一丸となって、この難局を乗り切っていかなければならない。

2019年度の主要な取組として当協会がなすべきことは、行政との信頼関係を丁寧に構築しながら、行政と協働して未受検対策等に取り組むとともに、台帳整備を着実に推進し、現有物件の確保並びに法定検査の受検率向上等のため全力で以下の事業を行うことと考える。

〔 法定検査の目標件数 〕

2019年度目標件数を以下のように設定する。

2019年度目標件数		
法第7条検査	法第11条検査	合計
2,800件	63,200件	66,000件



1. 検査実施率の向上について

平成25年度からの補助事業物件と平成30年度に実施した補助事業外の未受検者対策について、2019年度も引き続き行政との連携により、設置台帳整理と併行して実施率向上に努める。

【参考】平成29年度 法第11条検査内訳（協会内データにつき公表値と異なる）

		検査対象基数 (H27年度末)	検査実施数 (H29年度末)	検査実施率 (H29年度末)
協会事業	合併処理浄化槽	73,749基	54,664基	74.1%
	単独処理浄化槽	74,632基	7,642基	10.2%
	合計	148,381基	62,306基	42.0%

## －受検率向上への取組－

- (1) 大分県浄化槽台帳整備に関する県及び市町村との連携
  - ① 協会の浄化槽検査台帳内の受検情報を県及び市町村に提供し、受検率の向上に取り組む。
  - ② 各管轄行政からの情報提供を基に、協会の浄化槽検査台帳内に残存する廃止・休止等の情報整理を行い、設置台帳と検査台帳の整合性を図る。
  - ③ 使用実態の不明な浄化槽情報を、行政と連携し大分県浄化槽管理台帳システムに反映させる。
  
- (2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組
  - ① 直近の未受検者情報を各管轄行政へ報告し、速やかな受検指導が適うよう努める。
  - ② 長期末受検者への継続的な指導を行うため、各管轄行政との連携を図り、行政からの受検導により、継続受検へ繋げるよう努める。
  
- (3) 大分市における11条検査受検率向上への取組
  - ① 合併処理浄化槽（補助・補助外）の未受検者情報を大分市と共有し、受検率向上対策を図る。
  - ② 不動産物件等の名義変更管理者に対し、大分市と連携し実態把握と有効な対策を図る。
  
- (4) 月次拒否対策
  - ① 月次行政報告後の受検拒否者への速やかな行政指導を要請する。
  
- (5) 月次不適正報告
  - ① 月次行政報告後の不適正指導の情報を有効活用し、不適正浄化槽の早期改善に取り組む。

## 2. 検査件数の確保及び検査実施について

- (1) 検査編成における法定検査の実施率向上のための編成対策
  - ① 検査員個人並びに各課・支所ごとの年間実施目標件数を定め進捗管理を行い、各課長・支所長と連携し検査目標件数の達成に努める。
  - ② 地区担当制の内容を精査し、保留物件の削減及び検査員の負担軽減を図る。
  - ③ 計画的に休日稼働を実施し、休日検査希望物件への対応を図る。
  
- (2) 7条検査の適時編成及び前年度実施7条検査から11条検査への移行率向上対策
  - ① 平成30年度に新設された7条検査物件管理部門の情報管理課と連携し、7条検査の適時実施のための編成に努める。
  - ② 計画的に休日稼働を実施することで、可能な限り面談検査を行い、7条検査の実施及び11条検査への移行率向上に努める。
  
- (3) 未収金対策
  - ① 未収金発生物件については、通常どおりの検査編成を行うことで未収金の回収並びに法定検査実施へ繋がるよう努め、維持管理の必要性及び法定検査の役割について説明する。
  - ② 入金遅滞物件については、計画的に督促処置を行い未収金の発生抑制を図る。

### 3. 法定検査の信頼性確保に向けた取組について

各種精度管理規程に基づく法定検査機関諸規定（平成29年4月1日施行）の整備をさらに進め、計画的に検査員の教育訓練を実施するとともに、法定検査の信頼性を向上させるため精度管理を徹底する。

#### （1）精度管理規程に基づく各種規程集の作成

① 各種規程に基づく業務運営を行いながら、法定検査作業標準書を作成する。

#### （2）検査員の資質及び技術力の向上

① 検査員の技術力の向上を図るため、検査員技術研修会（関連法規研修、新型浄化槽情報の共有、コミュニケーション能力向上等）を計画的に開催する。

#### （3）浄化槽による環境衛生に係る調査・研究

① 浄化槽の水質改善等に関する各種調査・研究に取り組む。

### 4. 行政・業界連携に関すること

浄化槽の信頼性確保のため、今後も技術力向上に取り組む、保守点検・清掃・施工が的確かつ高い信頼性を確保していけるよう各団体へ最新情報を提供していく。

#### （1）各種研修会・講習会の開催

① 行政と連携した水質改善に向けての各種研修会・講習会等に講師を派遣し、業界の技術力向上を支援する。

② 業界向けの技術研究集会を開催し、新型浄化槽、合併処理浄化槽への設置転換促進事業、二酸化炭素抑制対策事業費等に関する情報提供を行う。

#### （2）部会の開催

① 部会運営委員会を定期的に開催し、会員の技術力向上のための支援並びに各種補助事業活用にかかる情報提供を行うことにより、地域業界との連携を強化する。

## 5. 水質検査関係事業について

近年は県内における水質汚濁防止法関連の規制対象となる大型浄化槽の新設は減少傾向であり、また、下水道への接続や施設の廃止等による対象浄化槽の減少も生じているため、同業他社との価格競合も存在する中で、依頼分析数の増加は厳しい状況である。

2019年度においては、依頼分析件数の維持並びに浄化槽に関する調査・研究を行うことで、浄化槽の水質改善に関する情報の発信に努める。

### (1) 検査実施目標

上記のことを踏まえ、2019年度の水質検査関係事業目標を以下のとおり設定する。

	平成30年度	2019年度
依頼分析目標収入額	44,500,000円	43,300,000円
依頼分析目標件数(合計)	6,820件	6,520件
法定検査関係BOD検査 ※法定検査事業計画による	66,700件	66,000件

※依頼分析内容が個々で異なるため、目標件数は平均単価を基にした参考数とする

### (2) 依頼検査

① 浄化槽台帳を基に水防法関連の規制対象となる物件を抽出し、水質検査依頼件数確保のため定期的な依頼業者の巡回を行い、依頼の継続および新規依頼への働きかけを行う。

### (3) 精度管理

- ① 測定マニュアルや実務内容の精査を行い、測定の精度や効率に関する改善に努める。
- ② 職員間による測定誤差の抑制や技術向上のため、同一試料の測定を行う等の定期的な内部研修の実施に努める。
- ③ クロスチェック・技能試験等を通して外部機関との値の確認を行うことで、測定精度の確保に努める。

### (4) 浄化槽に関する調査・研究業務

- ① 技術開発部門との連携により、浄化槽の水質改善等に関する各種調査・研究を行う。
- ② 研究集会等で行う研究発表に向けた基礎調査・研究を行う。

## 6. 総務部及び関連事業について

### (1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

浄化槽の信頼性確保の為、設置転換促進事業と併せて本制度の普及・啓発、並びに受理件数の増加に取り組む。

年度	登録件数 (件)	予算額 (円)	備考
H31年度 (当初目標)	1,080	4,260,000	
H30年度 (当初予算)	1,280	5,285,000	
H29年度 (実績)	1,126	4,740,000	

### (2) 浄化槽設置転換促進事業

各市町村が行っている『小型合併処理浄化槽補助金制度』や県の『生活排水処理施設整備推進事業』等による個人負担の軽減策と併せて、平成26年度より取り組んでいる協会独自の『設置転換促進事業』を継続し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進させる。

2019年度においては、県下全域を対象に100件 (50,000円/1件)の助成を行う。

### (3) 各種研修会・講習会等の開催及び講師の派遣

- ① 部会と連携し、浄化槽の施工及び維持管理の信頼性向上を目的とした業界向けの研修会を開催する。

2019年度 業界向け講習会等の実施計画

講習名	日程	会場
浄化槽技術研究集会 (仮称)	2019年7月26日 (金)	J:COMホルトホール大分

- ② 行政と連携した生活排水処理に係る研修会に講師を派遣する。

- ③ 浄化槽維持管理講習会

浄化槽新規設置者ならびに法定検査受検拒否者に対し、各保健所・保健部及び権限移譲市が行う講習会に講師派遣を行う。開催時期及び召集方法等について行政と協議を行い、効果的な講習会をめざす。

平成30年度実績 3市 (大分市・佐伯市・津久見市) 16会場にて実施

#### (4) 提案活動

平成25年より取組んでいる各市町村の首長に対する提案活動は、設置台帳システムの構築や補助金施設の未受検者対策等、行政の関与に関し一定の成果をあげることができた。2019年度においても、維持管理費用に対する公的助成制度と市町村設置整備事業の推進を地域住民の切なる要望ととらえ、関係各所への提案活動を実施する。

#### (5) 環境学習関連

##### ① 環境学習（出前授業）の実施

大分県下全域の浄化槽を設置している小学校を対象に募集する。実際に浄化槽を使用している地区を対象とすることで、子どもたちの普段の生活と浄化槽との関わりを示しながら授業を行えるため、生活排水処理に対する理解度の向上が期待できる。

しかし、浄化槽地区においては少子化に伴う小学校の統廃合がすすんでいる地域もあり、今後は実施校数の増加が見込めないため、新たな取り組みとして「授業参観」や「ふれあいPTA」などの保護者参加型出前授業の実施に向けて、学校側と調整を行いたい。

年度	学校数	クラス数	人数	備考
2019年度（目標）	20校	30クラス	650名	
2018年度（実績）	25校	35クラス	741名	
2017年度（実績）	23校	33クラス	792名	

##### ② 浄化槽ポスターコンクールの開催

環境学習を実施した小学校の児童を対象に“浄化槽と水環境”をテーマとした「ポスターコンクール」を開催することにより授業内容の理解をより深めてもらうとともに、ポスターの展示会を通じて幅広い年齢層の方々に、浄化槽について関心を持ってもらうことを目的として開催する。

#### (6) 職員の資質向上のための教育訓練の実施

- ① 全国浄化槽技術研究集会等の学会に職員を積極的に参加させ、最新の技術や情報を得ることにより、業務の改善に役立てる。
- ② 外部研修や講師派遣サービス等を利用し、職員に業務上必要なスキルを習得させる。
- ③ 定期的に安全運転講習会や人権研修等を実施し、職員の社会的な意識の向上を図る。
- ④ 法定検査業務や水質検査業務における精度を確保するため、定期的に内部研修会を実施し、職員の技術力を一定の水準に保つ。
- ⑤ その他、業務上必要な教育訓練を実施する。



(7) 浄化槽法定検査における精度管理への取組

信頼性確保部門として法定検査の信頼性を確保するため、各種精度管理規程に基づき法定検査の精度を管理する活動を実際に運用しながら、各担当者の役割を明確にし、計画的に取組みを行っていく。

(8) エコアクション21の継続

新たなガイドラインに基づく環境目標・環境活動計画等の見直しを適宜行い、より協会の事業内容に沿った目標を作成し、指定検査機関の職員として水環境だけにとらわれず、社会的な責務と公共的な使命を常に果たすことを目的に継続して取組む。

(9) 検査システムの利便性の向上および県台帳管理システムとの連携

当協会の浄化槽検査システムについては、平成30年6月のシステム刷新・使用開始から機能の追加や修正を重ねて、現在では安定稼働ができています。今後は更に利便性を高め、検査業務の効率化や県の台帳システムとの連携強化を図る。

(10) 7条検査の適期実施に向けた対応

関係機関との連携を密にするとともに各種届出書類の管理の強化を行い、浄化槽法第7条検査を法令に基づいた期間に実施できるよう努める。

(11) 情報セキュリティ対策の強化

浄化槽に関する個人情報を含む、全ての個人情報を保護することの重要性を深く認識し、情報セキュリティ対策の強化および職員へ情報の適切な取り扱いに関する教育を徹底する。

(12) 未収金対策

検査部と連携し、当該年度の入金遅滞物件に関しては担当検査員より計画的に督促の連絡を行い、未収金発生物件については、検査計画に則り検査を実施しながら、未収金の回収を図る。

(13) 事業活動の広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を年2回発行し、賛助会員及び関係機関に有用な情報を提供する。
- ② 新聞やテレビ等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図る。
- ③ ホームページの内容を定期的に見直し、閲覧者の照会要求に応えられるよう努める。